

自動車保有関係手続の ワンストップサービス

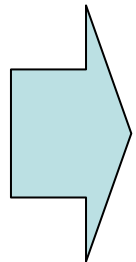
国土交通省 自動車交通局
技術安全部自動車情報課



自動車保有関係手続の ワンストップサービスの概要

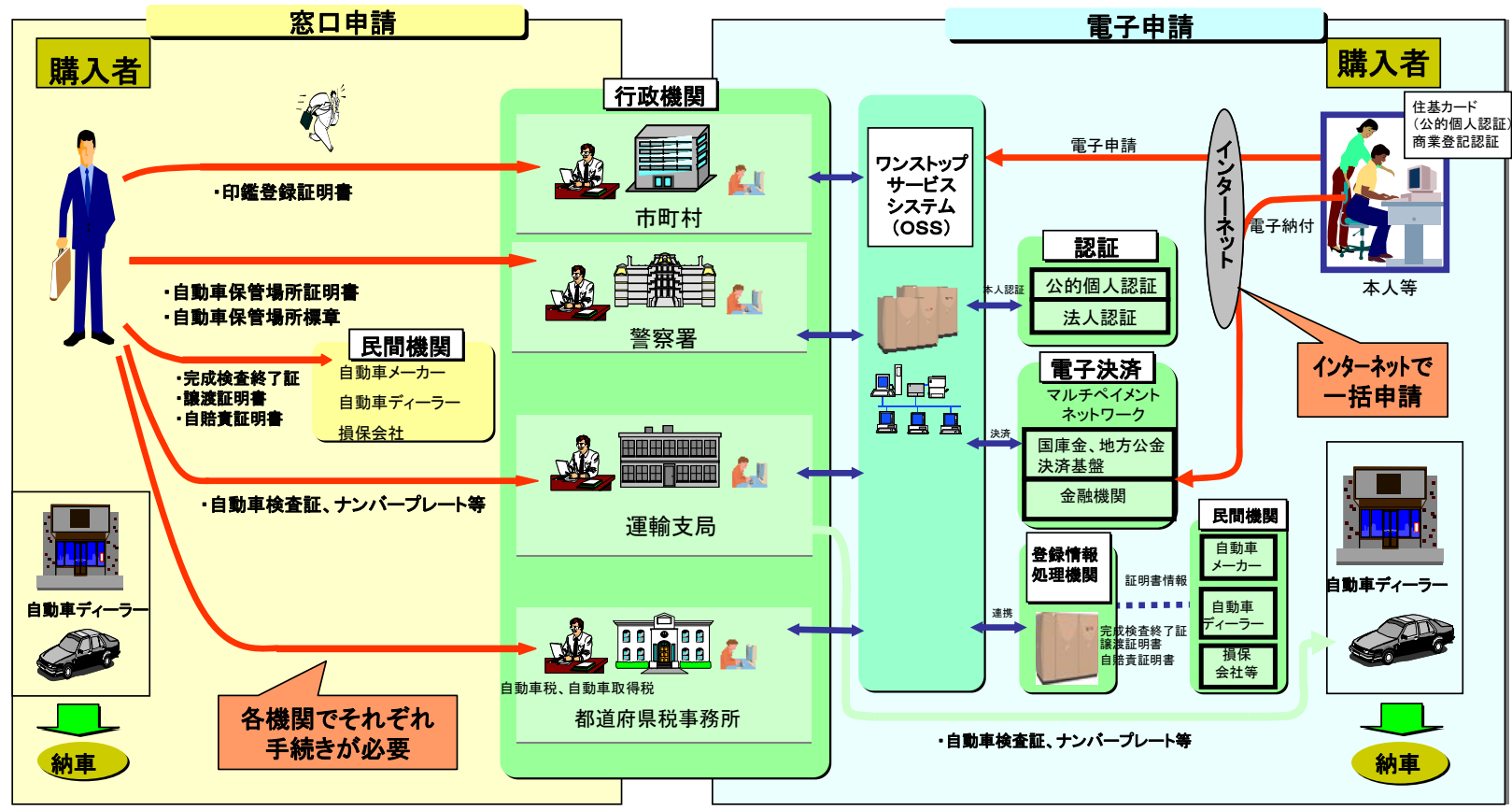
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

- これまで
- 警察署で行う
「自動車保管場所証明の申請」
 - 運輸支局等で行う
「自動車の検査・登録の申請」
 - 自動車税事務所で行う
「自動車諸税の申告・納付」



オンラインで一括申請が可能に

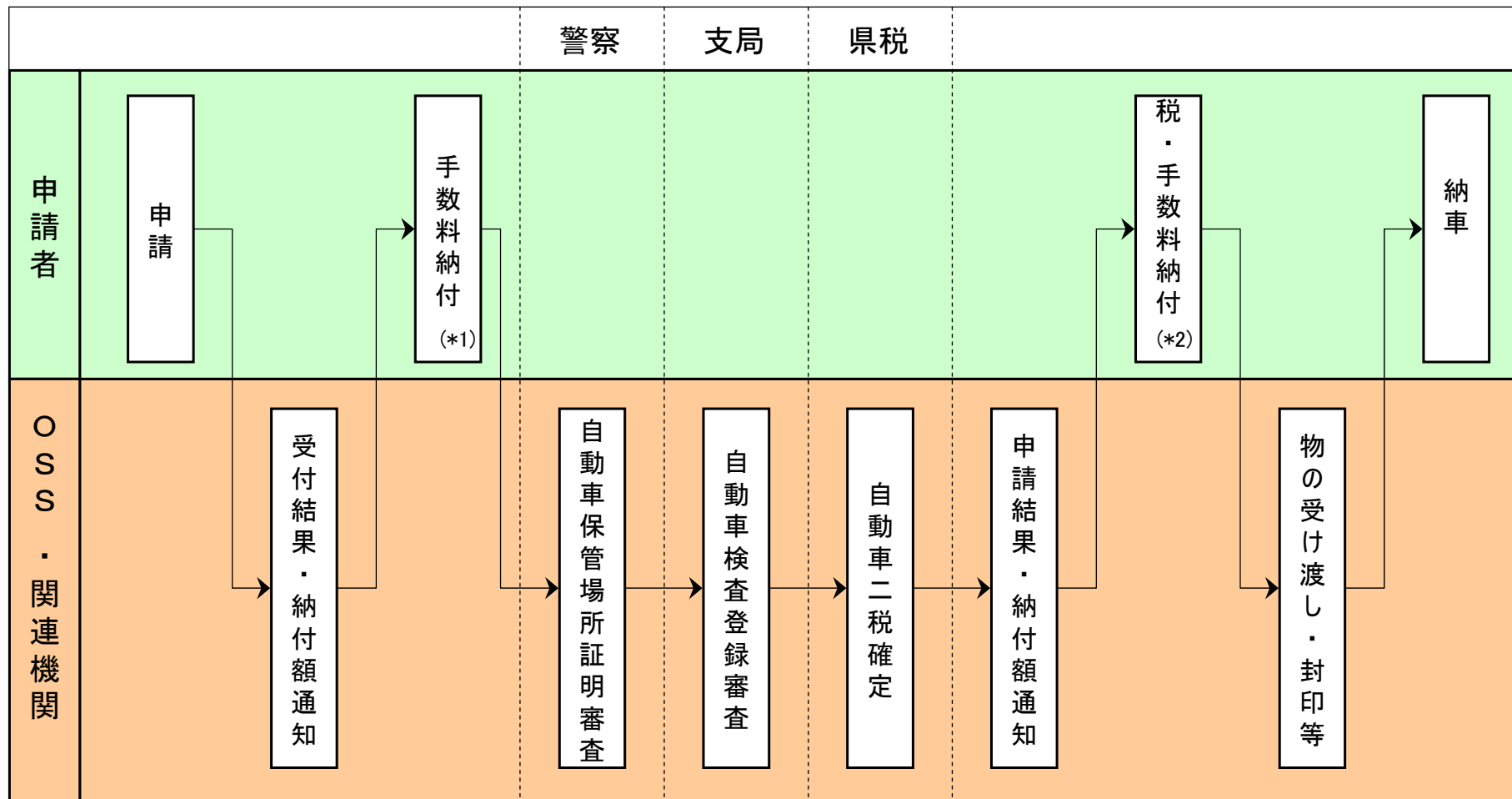
- ・24時間365日受付。
- ・電子納付。代理申請も可能。
- ・ワンストップサービス稼働地域(対象手続は新車新規登録)
平成17年12月26日～ 東京都、神奈川県、愛知県、大阪府
平成18年 4月24日～ 埼玉県、静岡県
平成19年 1月29日～ 岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県





自動車保有関係手続の ワンストップサービスの概要

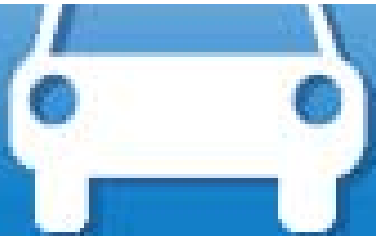
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



(*1)保管場所証明申請手数料、検査登録手数料

(*2)上記以外の税、手数料

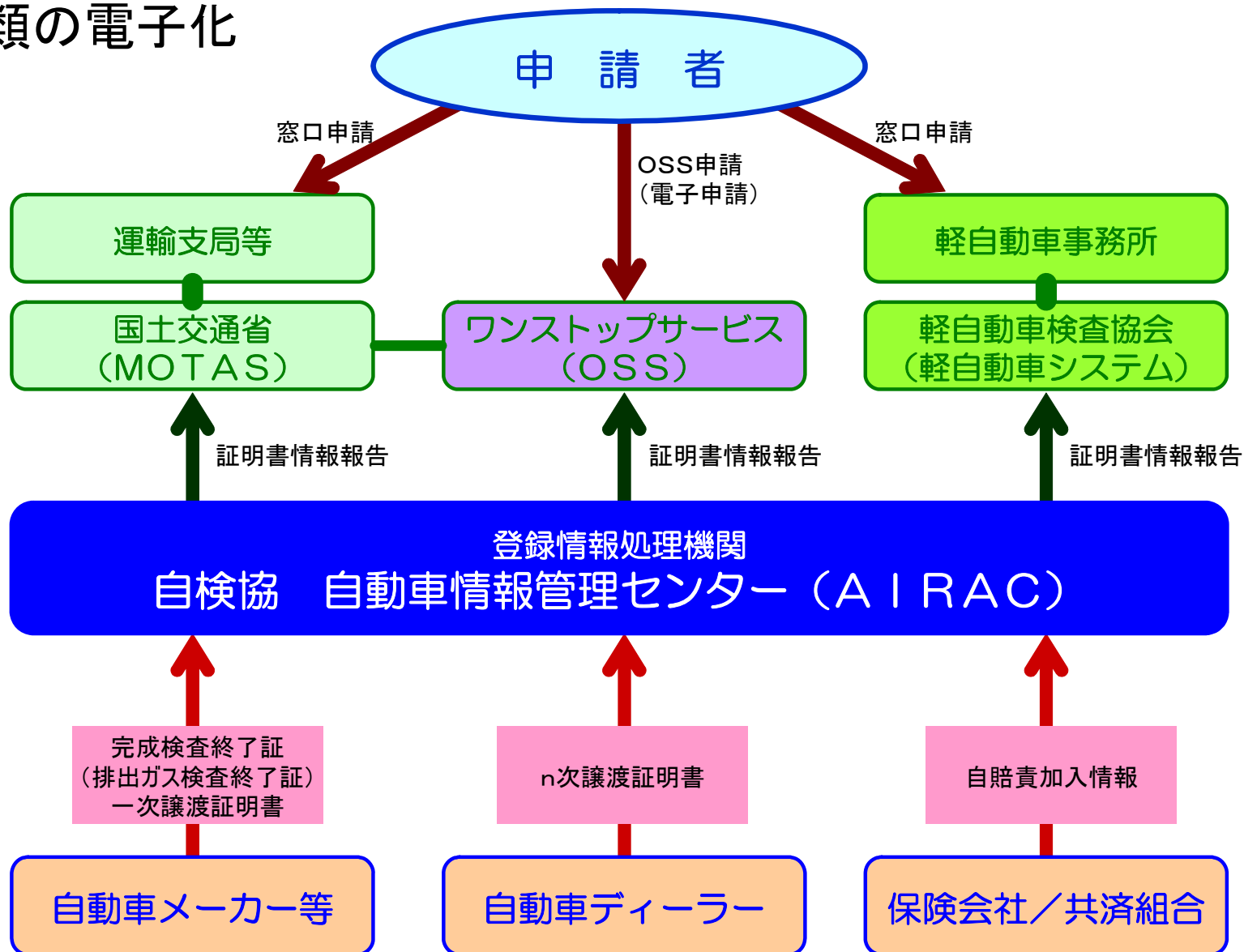
→納付手続をディーラ等に依頼することによって、申請者自らが納付手続を行う必要がなくなる



自動車保有関係手続の ワンストップサービスの概要

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

添付書類の電子化





自動車保有関係手続の ワンストップサービスの概要

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

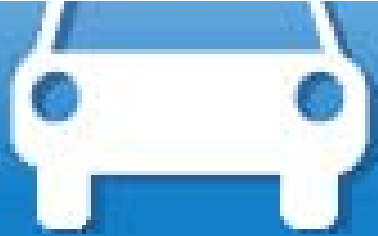
◎電子化された添付書類

1. 完成検査終了証／排出ガス検査終了証(リサイクル預託情報含む)
2. 譲渡証明書(一次／二次以降)
3. 自動車損害賠償責任保険(／共済)証明書〔加入情報〕

3.以外はOSS申請のほか、従来の窓口申請にも利用可(登録車のみ)
軽自動車は窓口申請のみ

◎証明書情報集約サービスの分類(発行元／AIRAS送信形態)

1. 完検証サービス(自動車メーカー等／JNX回線(HALFT,CAI))
2. 譲渡証サービス(自動車ディーラー等／インターネット又は自動車
メーカー経由のJNX回線(HALFT,CAI))
3. 自賠償サービス(保険会社等／IP-VPN回線(HALFT))



ご利用方法

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

ご利用時間

自動車保有関係手続のワンストップサービスは、原則として24時間365日申請可能です。

ただし、送信された申請についての各担当機関の審査時間は、月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）の各担当機関の窓口時間となります。

窓口時間以降に到達した申請は、翌開庁日以降の審査となります。



ご利用方法

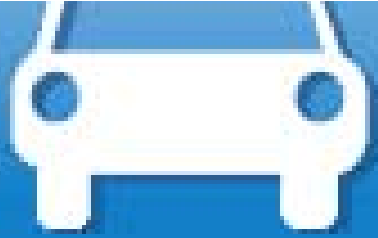
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

ご利用が可能な地域

- 岩手県・茨城県・群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・大阪府・兵庫県が「使用の本拠の位置」及び「保管場所の位置」となる自動車

申請の形態

- 本人による申請
- 代理人による申請
(電子証明書を添付した委任状が必要)



事前準備

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

添付書類の作成

保管場所証明申請では、以下のファイルが必要です。

(1)所在図

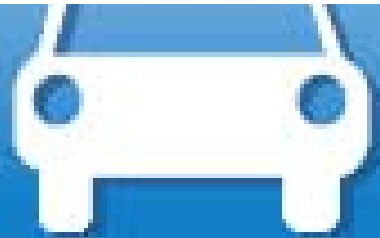
使用の本拠(通常は、使用者が個人の場合は住所または居所、法人の場合は所在地)と駐車場(保管場所)の位置関係を表す地図

(2)配置図

駐車場(保管場所)の見取り図

(3)使用権原疎明書面

保管場所が使用できること(使用権原)を明らかにする書面



事前準備 (代理人による申請の場合)

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

受任者情報ファイル・委任状の作成

- (1) 代理人(申請者)は受任者情報ファイルを作成し、所有者に引き渡します。
- (2) 所有者は受任者情報ファイルを元に委任状を作成し、代理人(申請者)に引き渡します。
※電子証明書が必要となります。

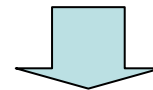


申請方法

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



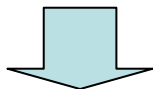
『トップページ』画面より、
【自動車保有関係手続の申請】ボタンを
クリックします。



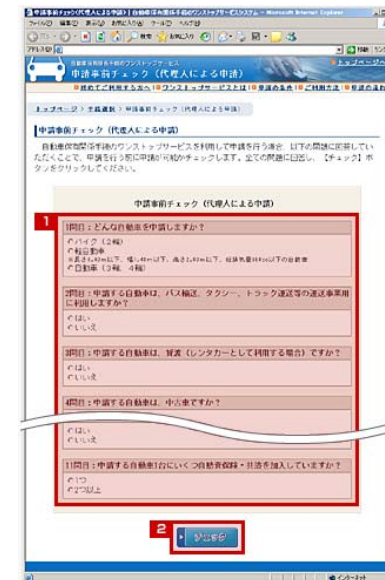
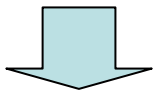
『手続選択』画面の
「新規に自動車を登録される方」より、
ご希望の申請方法のボタンをクリックします。

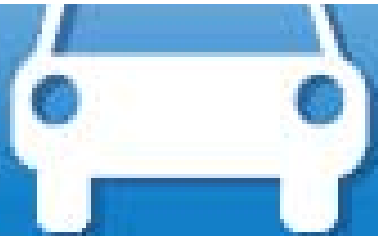


申請事前チェックの実施



使用許諾書の確認





申請方法

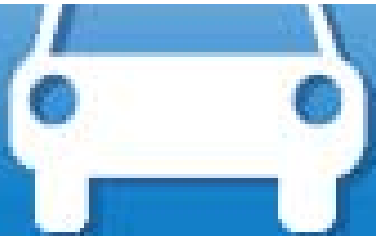
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



別ウィンドウが立ち上がり、セキュリティの確認画面の後、アプレットが起動され、申請書の作成画面が現れます。

表示に従い、申請内容を入力してください。

マークの付いている項目ではヘルプが表示されます。

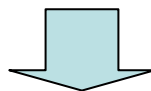


申請状況の確認

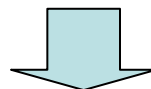
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス



『トップページ』画面より、
【自動車保有関係手続の申請】ボタンを
クリックします。



『手続選択』画面より、
【申請した手続の状況照会】ボタンを
クリックします。



別ウィンドウが立ち上がり、セキュリティの
確認画面の後、アプレットが起動され、ロ
グイン画面が現れます。
表示に従い、受付番号及び申請時に設定
したパスワードを入力してください。





税・手数料納付／交付

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

申請番号	納付可能	納付済	納付区分	納付金額	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111

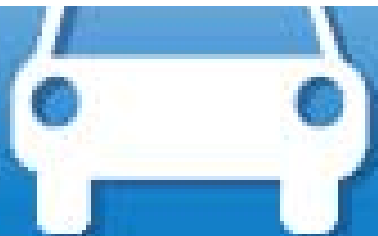
申請状況が「前納待ち」「後納待ち」の場合、納付可能な税・手数料及び納付済の税・手数料の一覧が表示されます。

納付可能な税・手数料については、各税・手数料の右側に【納付】ボタンが表示されます。

インターネットバンキングをご利用し納付を行う場合は、【納付】ボタンをクリックして納付を行ってください。

ATMをご利用して納付を行う場合は、収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分(表示されている場合のみ)をメモして、右の表示のある各金融機関のATMから納付を行ってください。



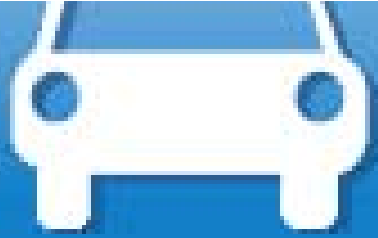


税・手数料納付／交付

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

税・交付手数料の納付を確認すると、各行政機関から交付が行われます。交付物の受取に必要な事項は、次のとおりです。
(手続(交付)完了時に「申請状況確認画面」に表示されます)

自動車検査証（運輸支局等）	受付番号 所有者氏名 使用者氏名
保管場所標章（警察署）	使用者名 警察内管理番号 保管場所標章番号



システム利用の現状と課題

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

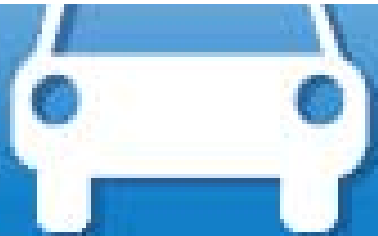
東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の自動車ディーラー45社 に対するヒアリング結果

(1) OSSを利用した際の利点

- 1) 申請から登録まで期間が短縮された。(9社)
- 2) 出頭不要のため便利であった。(9社)

(2) OSSを利用した際の問題点

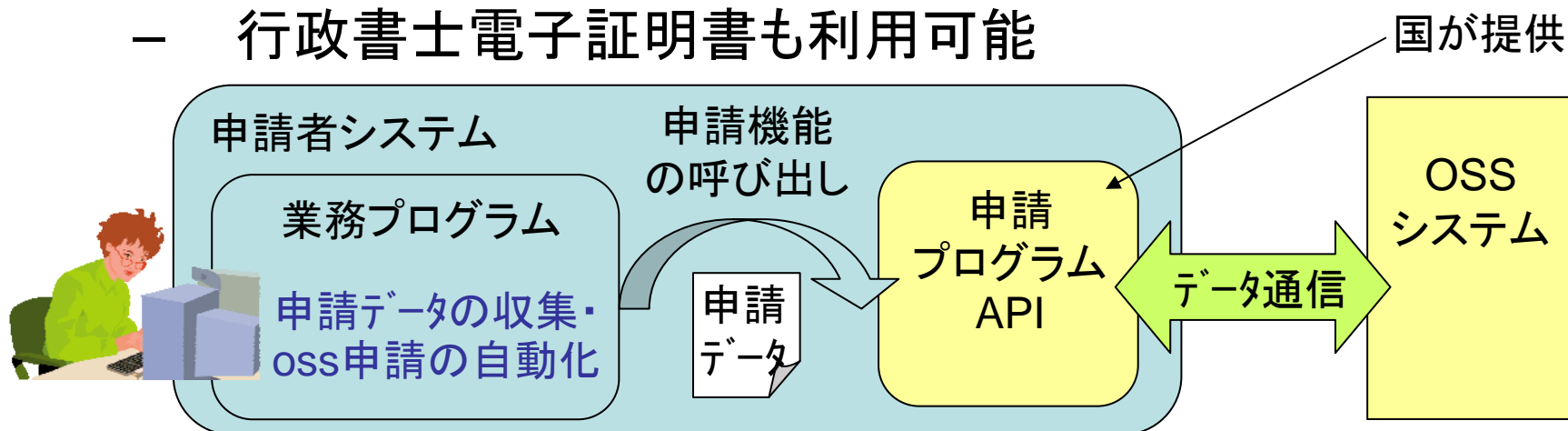
- 1) 住基カードの取得率が低く、自動車購入者にOSS申請を勧めても選択しない。(38社)
- 2) 登録年月日の把握が難しい。(20社)
- 3) 入力項目が多すぎる。(16社)
- 4) 新車に付随する下取り車でOSSが利用できず、別途印鑑証明書等が必要となり不便。(16社)



11/26開始のサービス改善

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

- ① アプレットを用いない申請データの受付
 - OSSに申請データを送信するためのAPI配布
 - アプレットを用いた申請も引き続き可能
 - 申請データを作成する業務プログラムを自由に構築することができ、OSS申請の自動化や業務を効率化が可能
 - 行政書士電子証明書も利用可能



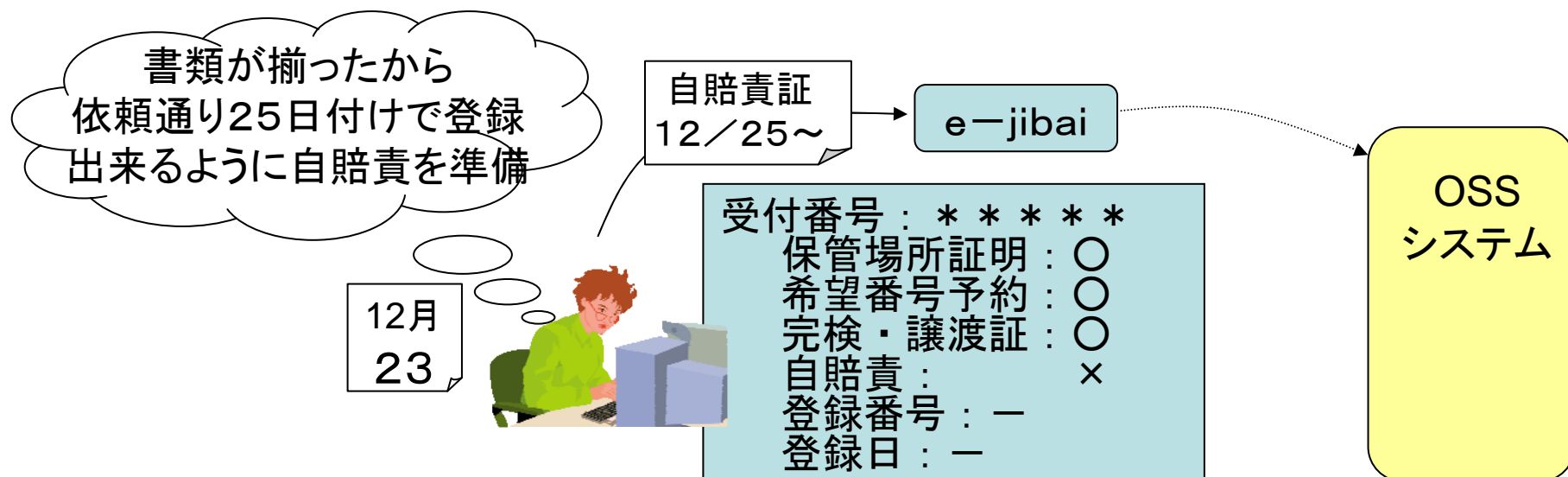


11/26開始のサービス改善

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

② 申請状況情報の追加

- APIを用いた状況照会で、必要となる証明書データの
確認状況や、登録時の登録番号等を提供
- 事前に証明書の確認状況を把握することで、自賠責の
開始日を登録日とすることが可能





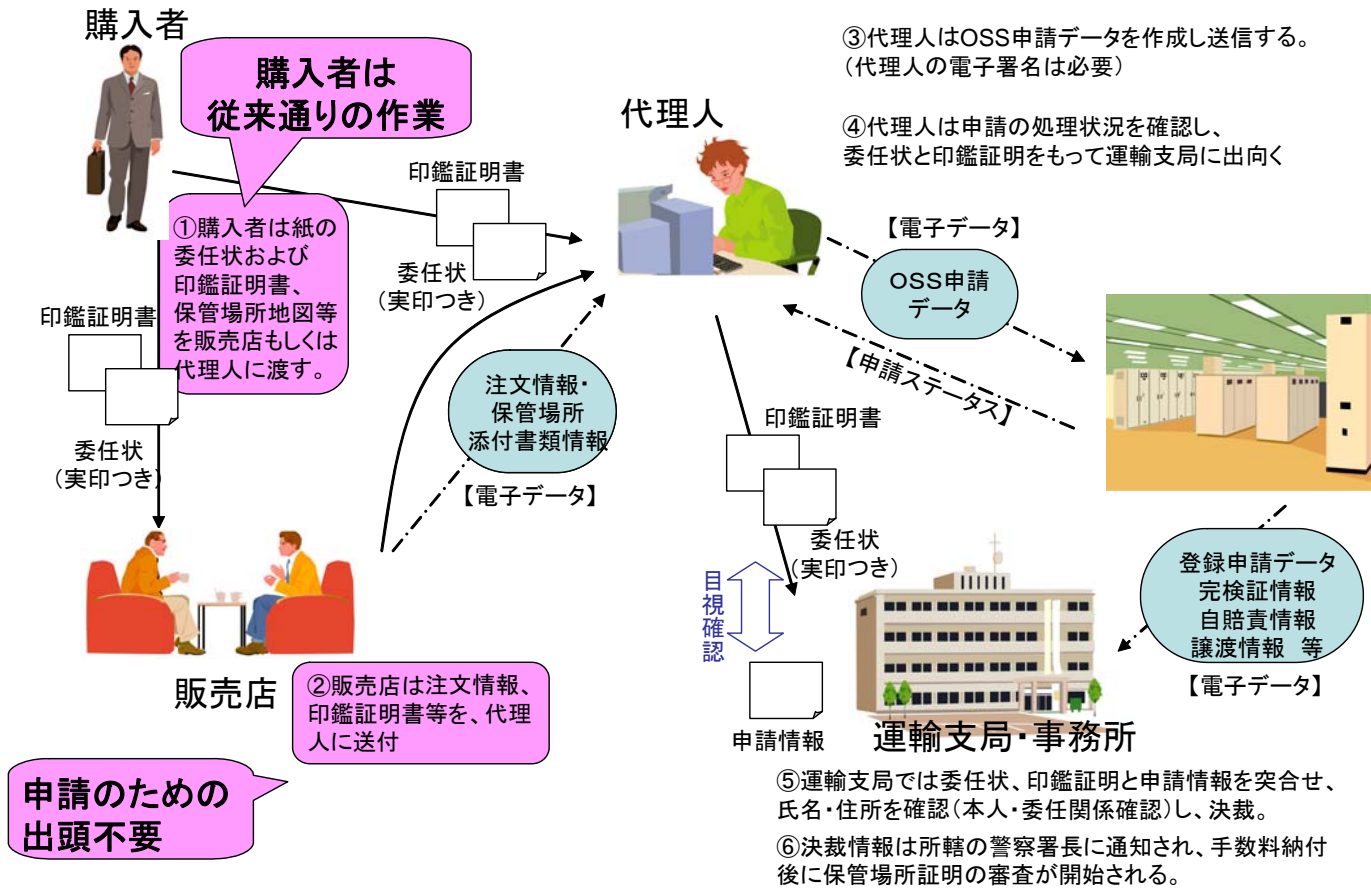
11/26開始のサービス改善

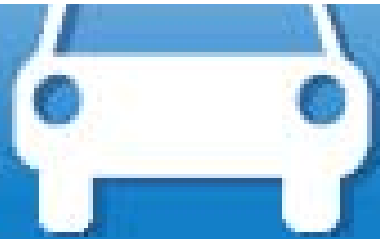
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

③ 印鑑証明書等の活用

住基カードの取得率が低いため、運輸支局・事務所に印鑑証明書、委任状等を提出することで、電子委任状の無い申請データを受け付ける。

なお、従来の電子署名付き電子委任状を用いた申請も引き続き可能。

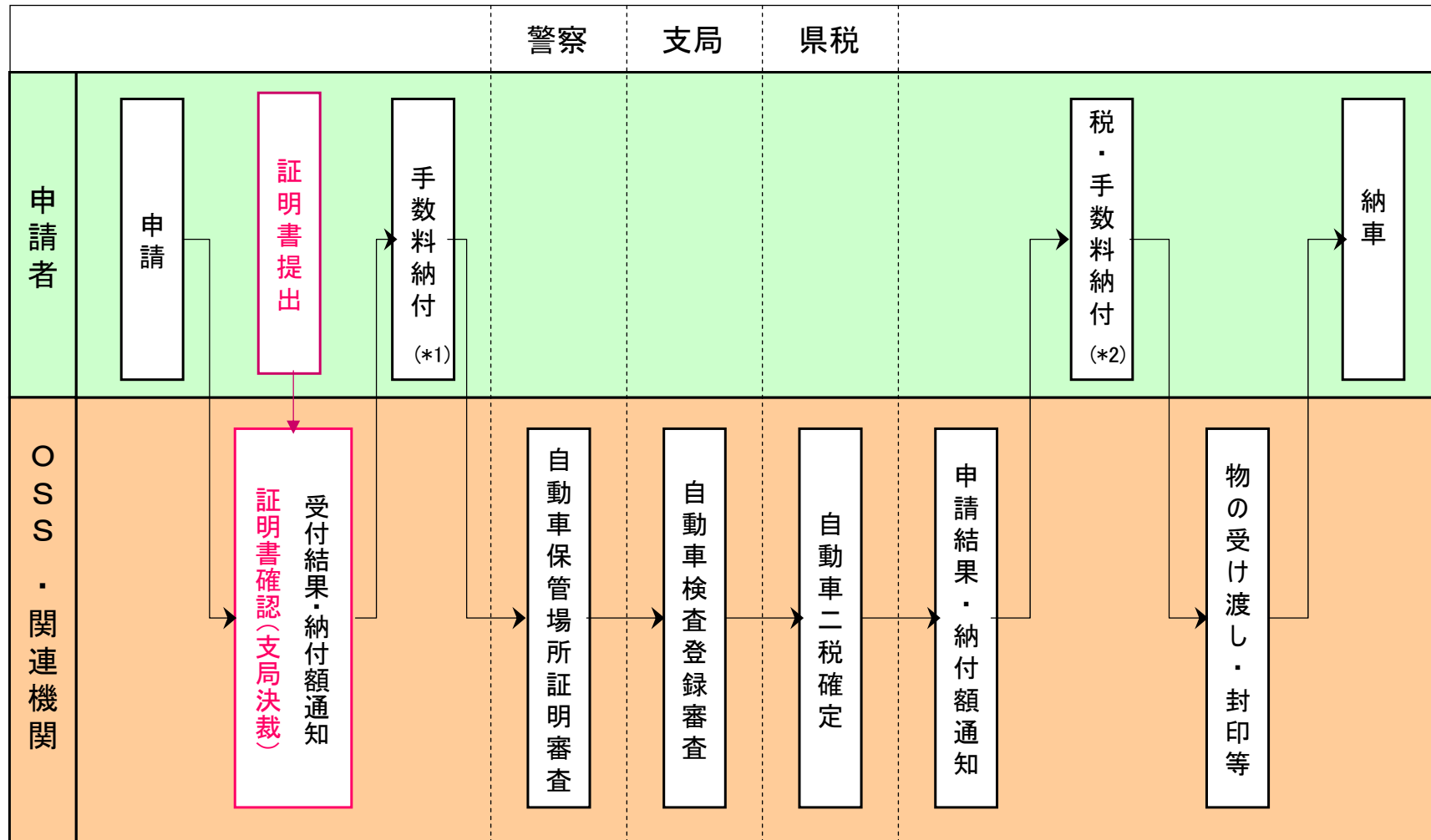




印鑑証明書を活用したOSS申請

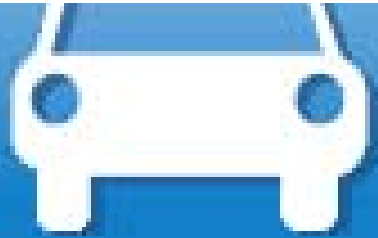
自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

印鑑証明書を活用したOSS申請の処理フロー(案)



(*1)保管場所証明申請手数料、検査登録手数料

(*2)上記以外の税、手数料



OSSに係る今後の展望

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

- 手続拡大について

○重点計画－2007(平成19年7月26日 IT戦略本部決定)

(ウ) 自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進

(国土交通省、警察庁、総務省)

現在サービスを行っていない手続については利用見込み等の調査を行い、利便性・サービス向上が実感でき50%以上の利用見込みが確認できた手続について、2009年度以降にサービスを開始する。